

令和9年度

認定こども園・保育園・幼稚園

【入園のご案内】



《令和9年4月入所》 ※必ず本冊子の内容をご確認いただいた上でお申込みください。

希望施設	認定区分	申込受付期間	受付場所
幼稚園	1号認定	10月1日(木)～10月30日(金) ※追加申込みは各施設へお問い合わせください。	第1希望施設
認定こども園			
保育園	2・3号認定	【1次受付期間】 11月2日(月)～11月30日(月) 【2次受付期間】 12月11日(金)～2月12日(金)	私立：こども課 公立：学校教育課

※受付期間以降の提出については、2次受付または令和9年5月入所として取り扱いますので、ご注意ください。
 ※茨城町以外の保育施設を希望する場合、市町村ごとに申込期間が異なりますので、事前にご確認をお願いします。

《令和9年5月以降の入所》

2・3号認定は入所希望月の前月10日(10日が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日)が締め切りとなります。

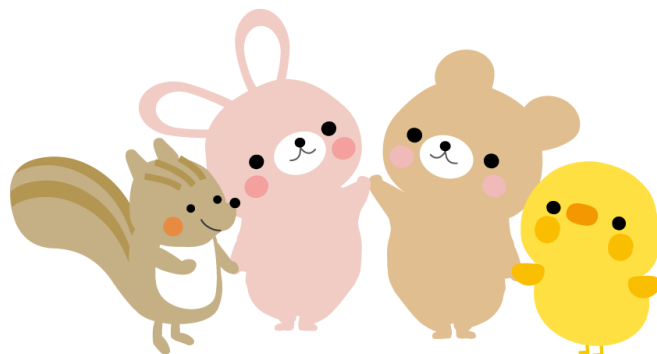
【問い合わせ先】

〒311-3131 茨城町大字小堤 1037 番地 1(総合福祉センター「ゆうゆう館」)
 私立：保健福祉部こども課 Tel：029-240-7144(直通)
 〒311-3132 茨城町大字駒場 450 番地(駒場庁舎)
 公立：教育委員会学校教育課 Tel：029-240-7121(直通)



～ も く じ ～

1. 施設の特徴について	・・・P.3
2. 教育・保育給付認定について	・・・P.4
3. 保育を必要とする事由について	・・・P.5
4. 保育の必要量に応じた認定区分について	・・・P.5
5. 令和9年4月からの利用申込みについて	・・・P.7
6. 入所の申込書類について	・・・P.9
7. 利用者負担額（保育料）について	・・・P.14
8. 入所後の認定変更および退所について	・・・P.17
9. 出産・育児休業を伴う場合について	・・・P.17
10. 広域入所申込みについて	・・・P.18
11. 町内施設マップについて	・・・P.21
12. 茨城町の施設について	・・・P.22
13. Q&A（よくある質問）	・・・P.24





～ 必ずお読みください ～



申込む前に

- ◎利用希望施設へは、**事前にお子さまと一緒に見学**をお願いします（見学する場合は施設に直接お問い合わせください。）。施設により月額の利用者負担額以外にかかる経費が異なります。
- ◎提出された書類は、原則お返しできません。控えが必要な場合は提出前にコピーをお取りください。

申込み（または利用）をしてから

- ◎利用者負担額等は保護者の課税額により算定されますので、修正申告等で課税額が変更された場合、こども課または学校教育課へ連絡をお願いします。
- ◎家庭状況（住所、連絡先、仕事、妊娠、家族構成等）や保育の必要性の状況が変わった場合は、すみやかに「教育・保育給付認定変更申請書」によりお手続きをお願いします。
- ◎就労先が決まった場合（求職活動中の申込みの方等）や、勤務形態に変更があった場合は、その都度「就労（就労見込）証明書」を提出してください。また、**認定変更については、申請のあった月の翌月から適用となります（翌月に就労予定の方は就労見込証明書を提出し認定変更の手続きをしてください。）。**
- ◎育児休業明けで入所した場合は、原則、**入所月の翌月 10 日までに復職**してください。復職後、すみやかに就労証明書を提出してください。次のお子さまの産前休暇に入る場合は、保育事由が「妊娠・出産」となり、産後 8 週目の属する月の末日までの利用となります。
- ◎今後就労予定（就労内定・求職活動中）で申込みの方は入所後 90 日（3 か月）以内の就労及び就労証明書の提出が必要です。なお、提出がない場合は認定の有効期間が切れ、保育施設等の利用ができなくなります。
- ◎入所当初にはお子さまが施設等に慣れていただくための「**ならし保育**」があります（入所日より前にならし保育をすることはできません。）。
- ◎施設等を利用している方が町外へ転出した場合は、継続して利用できない場合がありますので、転出予定がある場合は事前にご相談ください。

その他

- ◎同意をいただいた上で関係機関から資料を取得することがあります。
- ◎窓口、電話等でのやり取りの中でお聞きした教育・保育に必要な情報は、入所施設に提供することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ◎保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消されることがあります。保育認定を取り消されると、保育施設が利用できなくなります。
- ◎保育認定の有効期間の満了後も引き続き保育施設等の利用を希望する場合は、再度、認定申請をしていただく必要があります。
- ◎入所希望月で入所できなかった方は、令和 9 年度内に限り、翌月以降も利用調整の対象となります（毎月の申請は不要です。）。ただし、認定の有効期間が過ぎた場合は、再度、認定申請が必要です。
- ◎施設の退所や申請を取り下げる場合、「教育・保育給付認定変更申請書」の提出をお願いします。
- ◎年に 1 回、認定内容等の確認のため**現況届**の提出が必要になります（町より提出時期にご案内いたします。）。保育認定の場合には、現況届とあわせて、**保育の必要性の確認**のため就労証明書等の提出が必要となります。

1. 施設の特徴について

各施設の特徴は以下のとおりになります。

施設類型	特 徴
幼稚園	小学校入学までの幼児が先生や友達と一緒に遊んだり活動したりして共に生活する中で、それぞれの幼児の発達に即した教育を行う施設。
保育所（園）	就労等により家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設。 対象年齢は、主に生後2～4か月後から小学校就学前まで。 ※生後の預かりが可能な時期または受入年齢は施設により異なります。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持っている施設。 ※生後の預かりが可能な時期または受入年齢は施設により異なります。
地域型 保育事業	定員が19人以下で、0～2歳児を預かる施設。 ※3歳児以降は連携施設へ転園が可能です。 ※連携施設以外での保育を希望する場合は、新規の申込みが必要となります。 ＜町内の地域型保育事業の種類＞ 小規模保育事業：少人数（19名以下）を対象に、きめ細やかな保育を行います。 家庭的保育事業：家庭的な雰囲気のもとで定員5人以下を対象に保育を行います。

※施設の所在地や開所時間等については、21 ページ以降の施設情報を参照してください。

＜令和9年度クラス年齢表＞

令和9年4月1日現在の年齢で、利用する施設のクラスが決まります。

年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

クラス年齢	生年月日
0 歳児	令和8年（2026 年）4 月 2 日 ～
1 歳児	令和7年（2025 年）4 月 2 日 ～ 令和8年（2026 年）4 月 1 日
2 歳児	令和6年（2024 年）4 月 2 日 ～ 令和7年（2025 年）4 月 1 日
3 歳児	令和5年（2023 年）4 月 2 日 ～ 令和6年（2024 年）4 月 1 日
4 歳児	令和4年（2022 年）4 月 2 日 ～ 令和5年（2023 年）4 月 1 日
5 歳児	令和3年（2021 年）4 月 2 日 ～ 令和4年（2022 年）4 月 1 日



2. 教育・保育給付認定について

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の利用にあたり、町の認定（以下、「教育・保育給付認定」という。）が必要となり、認定された場合に「教育・保育給付支給認定証」を交付します。

保育所（園）、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育）の利用を希望される方は、**保育を必要とする事由**のいずれかに該当し、教育・保育給付認定を受けていただいたうえ、申込みが必要となります（教育・保育給付認定申請と利用申込は同時です。）。

幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望される場合は、各施設へ直接お申込みください。

<認定の種類>

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる 主な施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園・認定こども園 小規模保育・家庭的保育

※3号認定（満3歳未満）から2号認定（満3歳以上）への切り替えにあたっては、3歳の誕生日までに町から認定区分変更のお知らせとともに新しい認定証を送付します。

<認定の注意点>

- ◆教育・保育給付支給認定証は、原則、申請のあった日から30日以内に交付します。
- ◆認定には期限があります。一度受けた認定も期限が切れていないか確認してください。
- ◆教育・保育給付支給認定証は、各種手続きに必要な場合があるので大切に保管してください。
- ◆入所申込み後に保育を必要とする事由に変更が生じた場合、状況に応じた必要書類を提出してください。
書類の提出があった翌月1日から有効な、新たな認定事由等を記載した教育・保育給付支給認定証を交付します。
- ◆認定の変更は月単位で決めます。

<交付後の変更手続き>

認定区分や保育の必要量などの認定内容を変更する場合や転職された場合などは、別途変更申請が必要となります。17ページの認定変更を参照してください。

また、町外へ転出された場合は、転出先で改めて認定の申請をしていただくことになります。

3. 保育を必要とする事由について

(1) 就労（月 64 時間以上）

※就労の事由で産前産後休暇・育児休業中の場合、入所月の翌月 10 日までに職場復帰予定でないとは申込みはできませんので、育児休業等の予定について就労先によくご確認ください。

(2) 妊娠・出産（出産予定日 8 週間前から出産 8 週間後まで）

(3) 保護者の疾病・障害

(4) 同居または長期入院等している親族の介護・看護（月 64 時間以上）

(5) 災害復旧

(6) 求職活動（90 日以内、起業準備を含む）

(7) 就学（月 64 時間以上、職業訓練校等における職業訓練を含む）

(8) 虐待や DV のおそれがあること



4. 保育の必要量に応じた認定区分について

保育を必要とする 2 号・3 号認定を受ける方は、保育の必要量に応じて下表のいずれかに区分されます。

保育の必要量の区分	保育事由が就労の場合の就労時間	施設利用可能時間	優先度
保育標準時間	120 時間以上／月	11 時間	大
保育短時間	64 時間以上／月	8 時間	小

※施設利用可能時間：認定された「保育の必要量」で原則利用できる最長の時間です。

施設ごとに時間帯が異なるため、22 ページの「開所時間」をご確認ください。

※就労以外の保育事由の場合、求職活動は短時間、介護・看護及び就学は申請内容により標準時間か短時間かが決まり、それ以外の事由は標準時間で認定されます。

＜施設が延長保育事業を実施している場合＞

施設が定めた通常保育時間を超える場合、延長保育料を負担してご利用いただくことができます。

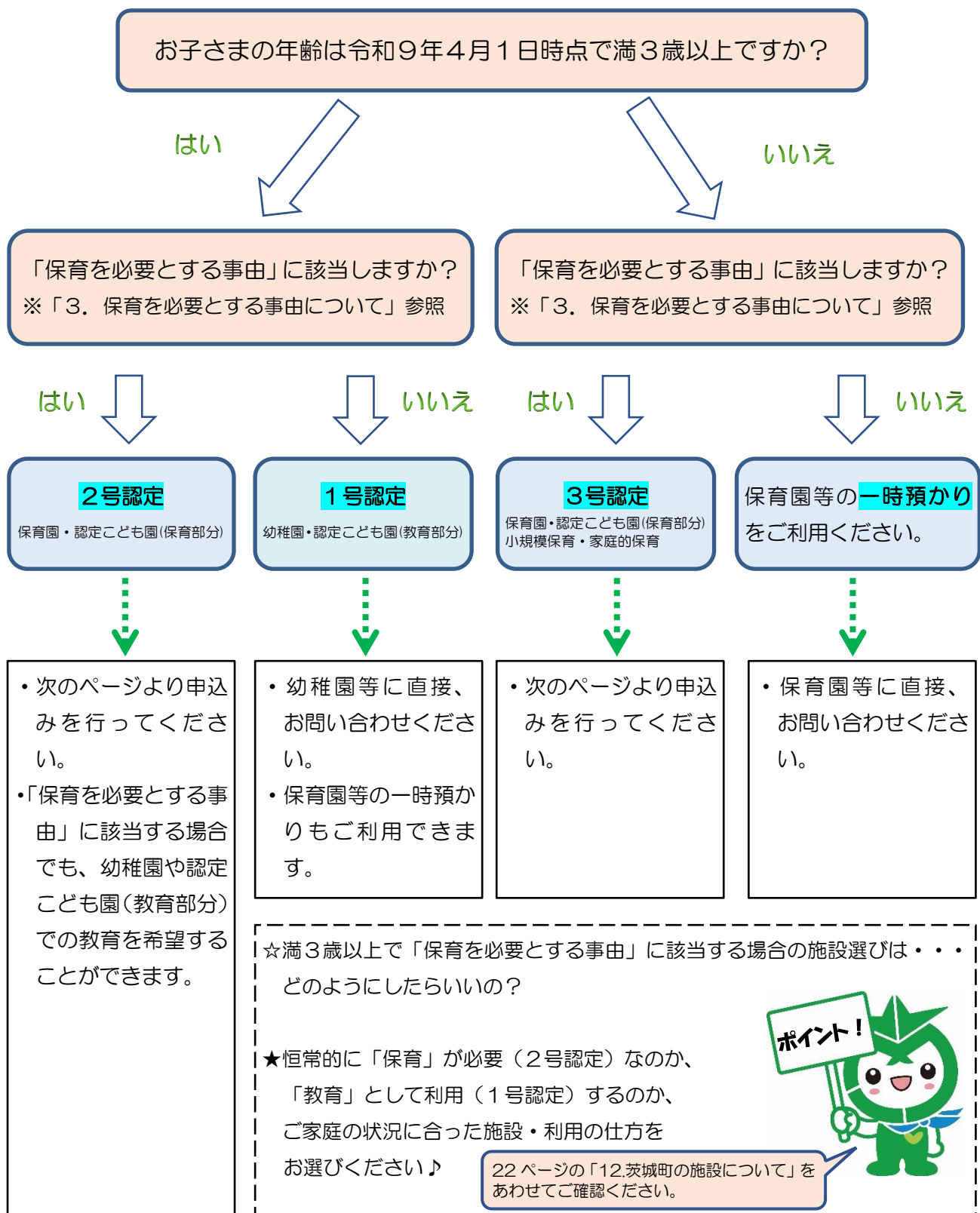
(例)	7:00	18:00	19:00
保育標準時間	保育標準時間 11 時間		延長保育

(例)	7:00	8:30	16:30	19:00
保育短時間	延長保育	保育短時間 8 時間		延長保育



～ 利用できる施設・選択の考え方 ～

<認定のフロー図>



次のページより申込みをしよう！

5. 令和9年4月からの利用申込みについて

認定こども園・保育園・幼稚園等の利用までの流れについては、以下のとおりになります。

【令和9年4月入所（1次受付）の申込み】

認定区分	受付期間
1号認定	受付期間： <u>令和8年10月1日（木）～10月30日（金）</u> 提出先：第1希望施設
2・3号認定	受付期間： <u>令和8年11月2日（月）～11月30日（月）</u> 提出先：私立⇒こども課 公立⇒学校教育課 ※やむを得ず添付書類（就労証明書等）が期間内に揃わない場合は、提出先にその旨の申し出を行い、12月10日（木）までに不足書類を提出してください。 ※なお、 <u>必ず受付期間内に申請書は提出してください。</u> 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 ※水曜日のみ、延長窓口のため、午後7時00分まで ※土・日曜日、または祝日は受付できません。

【令和9年4月入所（2次受付）の申込み】

1次受付の申込期間以降についても、次のとおり追加申込み（2次受付）を行います。

認定区分	受付期間
1号認定	受付期間：施設ごとに受付状況が異なります。直接施設へお問い合わせください。 提出先：第1希望施設
2・3号認定	受付期間： <u>令和8年12月11日（金）～令和9年2月12日（金）</u> ※11月中に申込みをされなかった方を対象としております。 提出先：私立⇒こども課 公立⇒学校教育課

【令和9年5月以降の入所（随時受付）の申込み】

令和9年5月から令和10年3月までに入所希望の場合は、次のとおり年度途中の受付を行います。

認定区分	受付期間
1号認定	受付期間：入所希望月の前月の中旬まで ※直接施設にお問い合わせください。 提出先：第1希望施設
2・3号認定	受付期間： <u>入所希望月の前月の10日まで</u> （10日が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日） 提出先：私立⇒こども課 公立⇒学校教育課

【2・3号認定での申込みの注意事項】

（１）全ての方へ

- ◆令和9年4月入所については、原則、受付期間中（11 月中）に提出のあった申請を優先して利用調整を行います。2次受付分については、その後の利用調整になります。2次受付分の審査結果については、3月上旬のご案内を予定しておりますので、あらかじめご了承ください。
- ◆令和9年5月以降に入所希望の方は、入所希望月の前月の10日（10日が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）までにお申込みください。
- ◆1号認定（教育認定）から2号認定（保育認定）へ認定変更（または2号認定から1号認定へ変更）を希望する場合についても、受付期間内に手続きをお願いします。なお、2号認定での受け入れの可否については、利用調整により決定されますので、あらかじめご了承ください。
- ◆11 ページの「6. 入園に必要な手続きについて」を十分確認のうえ、不備のないよう必要書類をご用意ください。2・3号認定での申込みにおいて、やむを得ない理由で受付期間内に書類が揃わない場合は、提出先となる「こども課」または「学校教育課」まですみやかにご連絡ください。受付期間後のご連絡については、2次受付または令和9年5月入所として取り扱いますので、ご注意ください。
- ◆申込み後に家庭状況、就労状況等（保育の必要性の理由）に変更が生じた場合は、保護者の方から変更の手続きをお願いします。

※例えば、当初、求職活動で申込みを行い、申込み後に就労が決まった場合でも、保護者が自ら就労証明書を取得し変更申請を行わない限り、申込み状況が変更となることはありませんので、ご注意ください。

（２）町外施設を希望する方または町内の公立施設と併願する方へ

- ◆茨城町以外の保育施設を希望する場合、市町村ごとに申込期間が異なりますので、事前に希望施設のある市町村の受付期間を確認のうえ、申込みをお願いします。
- ◆町内の公立・私立の施設を併願する場合、または町内の施設と他市町村の施設を併願する場合、いずれも書類の提出先はこども課になります。町内の公立施設のみを希望する場合は、提出先は学校教育課になります。

（３）転園希望で申込みされる方へ

- ◆転園が内定した時点で、現在入所中の保育施設は転園先の入所月の前月末で退所となります。
- ◆元の保育施設に戻る（内定辞退）はできません。希望施設については、慎重にご検討ください。

（４）育児休業から復職される方へ

- ◆保護者の方が育児休業中の場合は、保育所部分（2・3号認定）の申込みをすることはできません。
- ◆ただし、育児休業から復職される場合は、保育の必要性があるものとし、申込みすることができます。保育所部分（2・3号認定）を利用される場合は、入所月の翌月10日までに復職し、復職後1か月以内に就労証明書を提出していただきます。復職が遅延する場合や復職の確認ができない場合は、原則、退所していただきます。

（５）求職活動で申込みをされる方へ

- ◆求職活動を行うために、保育所部分（2・3号認定）を利用することはできますが、その場合、必ず入所後「90 日以内」に就労していただく必要があります。90 日以内に就労できない場合や就労の確認ができない場合は、退所していただきます。

○教育施設（１号認定）利用の流れ（４月入所の場合）

区 分	時 期	備 考
①各施設の見学・説明会等	９月～	説明会の実施時期は各施設へお問い合わせください。
②利用申込み 教育・保育給付認定申請 ※第一希望施設へ直接提出	10月1日～10月30日	11月2日以降の追加受付については、各施設へお問い合わせください。
③施設で面接・健康診断を受ける	施設が指定する時期	施設にて行います。
④施設から内定を受ける	11月上旬～	施設から連絡があります。
⑤教育・保育給付支給認定証 利用施設決定通知の交付	3月	町から郵送します。
⑥施設入所	4月	

○教育施設（１号認定）利用の流れ（５月以降の年度途中入所の場合）

区 分	時 期	備 考
①施設の見学等	申込みまで	見学については、各施設へお問い合わせください。
②利用申込み 教育・保育給付認定申請 ※希望施設へ直接提出	入所希望月の前月の中旬まで	各施設へお問い合わせください。
③施設で面接・健康診断を受ける	入所前まで	施設にて行います。
④教育・保育給付支給認定証 利用施設決定通知の交付	入所月の前月の下旬	町から郵送します。
⑤施設入所	入所月1日から	



○保育施設（２・３号認定）利用の流れ（４月入所の場合）

区 分	時 期	備 考
①利用申込み 教育・保育給付認定申請	11月2日～11月30日	茨城町以外の施設を希望する場合は、施設の所在地市町村へあらかじめご確認のうえ、町へご相談ください。
②利用調整	1月上旬～中旬	
③内定通知 （面接・健康診断の案内）	1月下旬	町から郵送します。
④2次受付	12月11日～2月12日	
⑤利用調整（2次受付分）	2月下旬	
⑥2次受付分の内定通知 （面接・健康診断の案内）	3月上旬	町から郵送します。
⑦教育・保育給付支給認定証 利用施設決定通知 利用者負担額（保育料）通知	3月中旬～下旬	町から郵送します。
⑧施設入所	4月	入所後、ならし保育があります。
⑨保育料の納付 （納期限、口座振替日）	毎月25日 （土・日曜日または祝日の場合は、翌営業日）	※私立保育所の場合です。
⑩利用者負担額（保育料）通知 （9月～3月分）	8月中旬～下旬	在園施設へ配布します。

○保育施設（２・３号認定）利用の流れ（５月以降の年度途中入所の場合）

区 分	時 期	備 考
①利用申込み 教育・保育給付認定申請	毎月、入所希望月の前月の10日まで （10日が土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日）	次のとおり提出してください。 私立・町外施設⇒こども課 公立（町内）⇒学校教育課
②利用調整	15日～	
③内定連絡 （面接・健康診断の案内）	利用調整後	町から電話連絡します。
④教育・保育給付支給認定証 利用施設決定通知 利用者負担額（保育料）通知	入所月の前月の下旬	町から郵送します。
⑤施設入所	入所月1日から	入所後、ならし保育があります。

6. 入所の申込書類について

教育・保育給付認定申請書兼利用申込書はお子さま 1人につき1枚必要です（添付する必要書類については、第2子以降は写しで可能です。）。

< 1号認定 >

- ① 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（様式第1号）：町内在住、町内施設希望の場合
- ※町内在住で町外施設を希望する場合、①教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（様式第1号）の代わりに教育・保育給付認定申請書（様式第2号）を提出してください。その他、利用申込については、施設もしくは施設の所在する市町村担当課へお問い合わせください。
- ※町外在住で町内施設を希望する場合、利用申込書（様式第3号）を提出してください。教育・保育給付認定申請に係る書類については、在住する市町村担当課へお問い合わせください。

< 2・3号認定 >

- ① 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書（様式第1号）：町内在住、町内または町外施設希望の場合
- ② 家庭状況及び入所児童に関する調書（表面）、生育歴（裏面）
- ③ 入所児童（乳児）に関する調書（0歳児のみ記入）
- ④ 保育利用に関する確認票及び同意書
- ⑤ 以下の「保育を必要とする事由」を確認できる書類
- ※父母ともに保育の必要性を証明する書類が必要となります（世帯分離を含め同一住所の65歳未満の祖父母についてもそれぞれ書類が必要となります。）。
- ※これらの事由がなくなった場合は、町に認定区分の変更（取下げ）の申請をする必要があります。
- また、★印の事由の場合は、他よりも認定期間が短くなりますのでご注意ください。

事由	要件	証明する書類
就労	保護者が月 64 時間以上就労している場合	就労中の方… <u>就労証明書</u>
		就労見込の方… <u>就労証明書</u> （勤務開始以降に再提出あり） ※就労見込証明書として取り扱います
		自営業者の方 } <u>就労証明書</u> 及び <u>開業届等</u> 農業従事者 } ※就労状況申告書として取り扱います
妊娠・出産 ★	出産予定日8週間前から出産 8週間後まで	<u>母子健康手帳の写し</u> （表紙及び出産予定日記載箇所）
疾病・障害	保護者が疾病やけが、あるいは心身に障害があることにより、子どもの保育にあたれない場合	<u>申立書</u> 及び <u>関係書類</u> （①、②のいずれか） ①医師の診断書（保育が困難であると判断できる内容が明記されていること） ②障害者手帳、療育手帳等の写し
介護・看護	子どもの家庭または家庭外において、病気や心身に障害のある親族がおり、月 64 時間以上の介護・看護を要するため、子どもの保育にあたれない場合	<u>申立書</u> 及び <u>関係書類</u> （①、②のいずれか） ①医師の診断書 ②障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証等の写し

災害復旧★	保護者が震災、風水害、火災 その他の災害の復旧に従事し ている場合	り災証明書の写し
求職活動★	求職活動（起業準備を含む） を継続的に行っている場合 ※認定期間は 90 日以内	就労確約書（ハローワークカードの写し等活動状況がわ かるものがあれば添付）
就学	保護者が学校または職業訓練 校に、月 64 時間以上在学し ている場合	①在学証明書、学生証の写し ②時間割、カリキュラム等 ※①と②の両方が必要
虐待や DV	児童虐待や、配偶者等からの DV のおそれがある場合	公的機関が発行する証明（保護命令等）

＜1号及び2・3号共通＞

◆利用者負担額（保育料）等の算定に必要な書類

区分	提出書類
令和8年1月1日に茨城町に住民登録がある方	提出書類は不要
令和8年1月1日に茨城町に住民登録がない方 （1月2日以降に転入された方、単身赴任中の方）	令和8年度市町村民税課税証明書※ （令和8年1月1日に住民登録のあった市町村で 取得してください。）
父母が海外に居住しており、市町村民税が課税されて いない場合（令和8年1月1日現在）	勤務先等による収入証明書

※なお、マイナンバーによる情報連携により課税証明書の取得は不要となりますので、申請の際に町へ
ご確認ください。

◆世帯状況により必要となる書類

世帯状況	提出書類
生活保護世帯等	生活保護受給証明書等の写し
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証の写し（茨城町で認定を受けている方は不要）、 児童の親権者等が記載されている戸籍謄本、離婚調停を行っていること がわかる書類（家庭裁判所における事件係属証明書等） ※単に別居中の場合、離婚後も父母が同一住所に住んでいる場合は、ひ とり親世帯としてではなく、通常どおり書類を提出していただく必要が あります（事実婚の場合も同様です。）。)
在宅の障がい者（児）と 同居する世帯	障がいのある方の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、 特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書等の写し
保護者または児童が 外国籍の方	在留カードの写し

◆提出時の本人確認及びマイナンバー確認

認定こども園・保育園・幼稚園等を利用するための教育・保育給付認定申請に係る手続きにおいては、マイナンバー（個人番号）の提供が必要となります。

マイナンバーの記載された書類を提出する際には、なりすましや誤りを防止するため、マイナンバー（個人番号）の確認とそのマイナンバーの持ち主であることの確認（本人確認）が必要になります。

記載した全ての個人番号の個人番号カード、通知カードまたは個人番号入りの住民票を持参してください（コピー可）。また、受付に来庁する方の身分証明書もあわせてお持ちください。

本人確認書類		マイナンバー確認書類
次のいずれか1つ	次のいずれか2つ	次のいずれか1つ
・個人番号カード ・運転免許証、運転経歴証明書 ・パスポート ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳 ・在留カード、特別永住者証明書 ・その他官公署が発行した顔写真付きの身分証明書	・介護保険被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・その他	・個人番号カード ・通知カード ・個人番号の記載された住民票

◆保護者以外が代理で提出する場合

代理で提出される場合は、本人確認書類とマイナンバー確認書類のほか申請者からの委任状も必要です。

<入所保留の場合>

保育施設へ申込みを行い、内定しなかった場合、当月分の「施設利用保留通知書」を送付します。

※4月入所1次利用調整の結果、入所保留となった場合は2次利用調整の対象となります。

※4月入所1次利用調整の結果、希望順位の低い保育施設に内定した方で、2次利用調整で他の保育施設を希望する場合は、1次利用調整で内定した施設の辞退が必要です。内定を確保したまま2次利用調整の選考は行いません。

内定を辞退（申込取下げが必要）した場合、当月の保留通知の発行はいたしません。その場合、育児休業給付金の延長手続きができないことがあります。なお、再度、入所を希望される場合は、改めてすべての提出書類が必要となります。

<現況確認>

教育・保育給付認定を受けて保育所等を利用している方に対して、毎年、現況確認を行っております。現況確認は、家庭状況の変更や保育を必要とする事由に引き続き該当していることの確認のために必要なお手続きとなります。

保育の必要性の確認には、保育にあたれない証明書（就労証明書等）を再度取得し、現況届と一緒にご提出いただくことになります。入所要件を満たさない場合、提出がない場合、提出した内容が事実と異なる場合は継続入所にならず、退所していただくことになります。

詳細については、継続入所確認の時期に通知いたします。なお、当年度卒園または次年度に転園希望の方も提出が必要となります。

7. 利用者負担額（保育料）について

◆保育料について

- (1) 保育料は、原則としてお子さまと世帯または生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額等の合計により決定します。

算定する課税年度で父母のいずれも課税されておらず、また父母の収入においても一定基準に満たない場合などで、お子さまの祖父母等と同居（世帯分離・同一敷地内含む）している方は、家計の主宰者（祖父母等のいずれか高い方）との合算になります。

保護者が海外在住で市町村民税額が課税されていない場合、収入・社会保険料の支払状況を証明できる書類により市町村民税額を試算し、その額を市町村民税額とみなします。

- (2) 保育料の算定基準となる市町村民税の額は、毎年6月に決定されるため、直近の所得状況を保育料に反映させる観点から、4月～8月（前期分）と9月～3月（後期分）で保育料が変わります。

区分	算定の基礎となる市区町村民税の課税年度
4月から8月分	令和8年度の市町村民税の額（令和7年1月から12月までの収入で計算）
9月から3月分	令和9年度の市町村民税の額（令和8年1月から12月までの収入で計算）

- (3) 長期間欠席されていても、在籍している場合は保育料を納めていただくことになります。
- (4) 年齢は、令和9年4月1日における満年齢で認定し、年度の途中で年齢が変わっても、その年度の保育料は変わりません。

<1号認定>

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い、幼稚園や認定こども園を利用する満3歳から5歳までの利用者負担額（保育料）は無償になります。

※保育料以外に実費として徴収されている費用（食材料費、行事費等）は無償化の対象外です。

<2・3号認定>

令和元年10月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い、保育所や認定こども園を利用する3歳児から5歳児まで及び0歳児から2歳児までの市町村民税非課税世帯のお子さまの利用者負担額（保育料）は無償になります。

0～2歳児の保育料については、16ページの「保育料の基準表」をご確認ください。

※「3歳児」とは、満3歳になった後の最初の4月1日以降のお子さまのことをいいます。

※保育料以外に実費として徴収されている費用（食材料費、行事費等）及び延長保育料は無償化の対象外です。

《給食費》

1・2号認定・・・給食費は全額実費となります。

3号認定・・・・・・保育料の額に給食費は含まれます。

※2歳児で満3歳の誕生日を迎えた場合でも、給食費が実費となるのは次年度の4月からになります。

《副食費（おかず、おやつなど）の免除》

①年収360万円未満相当世帯のお子さま及び②第3子以降のお子さまは、副食費が免除されます。

※①の年収360万円未満相当世帯とは、父母の市町村民税所得割を合算した額が、1号認定は77,101円未満、2号認定は57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等については、77,101円未満の世帯）となります。

※②の第3子以降（①を除く）の算定基準の考え方は、1号認定では小学校3年生まで、2号認定では小学校就学前までが数える対象になります（基本的にこれまでの保育料の多子減免と同じ取扱いです。）。

※保育料の算定が祖父母合算に該当する世帯については、祖父母合算後の市町村民税額により判定します。

《市町村民税の所得割課税額について》

調整控除を除き、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を受けている方は、市町村民税所得割額にこれらの控除額を足した金額を、利用者負担額算定の税額として適用します。

《被保護者等世帯（生活保護世帯等）とは》

次に掲げる者が属する世帯が対象です。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である教育・保育給付認定保護者
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者

《ひとり親世帯等（要支援者等世帯）とは》

「要支援者等」とは、次に掲げる世帯です。

- (1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 17 条及び第 31 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害者（児）のいる世帯」・・・次に掲げる者（児）を有する世帯をいう。
 - ① 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ② 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

※ひとり親世帯（住民票上も別住所となっている場合に限る）や、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者などが世帯にいる場合、軽減措置があります（その事実がわかる添付書類が必要です。）。

※添付書類の提出が遅れた場合、提出月の翌月から軽減を適用いたします。

《多子世帯への利用者負担額の軽減について》

同一世帯から 2 人以上の小学校就学前児童が同時に幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）、企業主導型保育事業を利用、特別支援学校幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設通所部を利用、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、それらのお子さまの年齢の高い順に数えて、1 人目のお子さま（第 1 子）の保育料は 16 ページの「基準表」に定める金額、2 人目のお子さま（第 2 子）の保育料は 16 ページの「基準表」に定める金額の半額、3 人目（第 3 子）以降のお子さまの保育料は無償となります。

《世帯年収 360 万円未満相当世帯への軽減措置》

保護者（父母）等の市町村民税所得割額が下記の場合、多子世帯への軽減の年齢制限が撤廃されます。

2・3号認定：57,700 円未満

※ひとり親世帯等の場合は、77,101 円未満の場合、第 2 子以降は無償となります。

《茨城町利用者負担額（保育料）の基準表》

0～2歳児			
階 層	区 分 (所得割課税額：市町村民税)	標準時間	短時間
1	生活保護世帯等	0 円	0 円
2	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
	ひとり親世帯等	0 円	0 円
3	所得割課税額 48,600 円未満 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	12,000 円	11,800 円
	ひとり親世帯等	4,500 円	4,500 円
4	所得割課税額 70,000 円未満	17,000 円	16,800 円
	ひとり親世帯等	6,000 円	6,000 円
5	所得割課税額 77,101 円未満 ひとり親世帯等	7,500 円	7,500 円
	所得割課税額 97,000 円未満	25,000 円	24,700 円
6	所得割課税額 169,000 円未満	40,000 円	39,500 円
7	所得割課税額 230,000 円未満	43,000 円	42,400 円
8	所得割課税額 301,000 円未満	55,000 円	54,300 円
9	所得割課税額 397,000 円未満	55,000 円	54,300 円
10	所得割課税額 397,000 円以上	65,000 円	64,100 円

◆私立保育所の保育料納付について

(1) 保育料の納期限は、毎月25日です（土・日曜日、祝日の場合は、その翌日が納期限になります。）。納期限までに保育料の納入がない場合には、納期限から20日以内に未納通知を発行します。

保育料の納付は、原則、口座振替でお願いします（口座振替日前には、必ず預金残高をご確認ください。）。「口座振替依頼書」を利用施設決定通知書（随時入所の場合は保育料決定通知書）に同封しますので、直接金融機関でお申込み手続きをしてください。兄弟姉妹がいても提出は1部になります。

(2) 保育料の未納がある場合は、町から支払われる児童手当の各支払期（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に、児童手当を現金で支給して、未納分の納付をお願いする場合があります。

(3) 保育料が長期間にわたり未納となった場合は、退所していただくことがあります。家庭の経済状況の変化等により納付が困難となった場合は、納付相談も行っておりますので、お早めにお申し出ください。

※私立認定こども園、小規模保育、家庭的保育、町外の公立保育所等の納期限及び納付方法については、施設ごとに異なりますので、入所施設にご確認ください。

8. 入所後の認定変更および退所について

【家庭状況の変更について】

保育施設に入所後、保育の必要性の認定内容に変更があった場合は、すみやかに町（私立施設はこども課、公立施設は学校教育課）へ連絡するとともに、認定変更の手続きをお願いします。

あわせて在園している保育施設へもお伝えください。

「教育・保育給付認定変更申請書」等の書類を提出してください。

①居住地が変わった・・・・・・・・・・転居、単身赴任 など

②世帯状況が変わった・・・・・・・・・・出生、結婚（再婚）、離婚、祖父母と同居・別居 など

③就労・就学状況が変わった・・・・・・・・就労先、就労時間・日数の変更 など

➡「就労証明書」等の提出

◆認定変更は、当月中に提出されたものについて、翌月から適用します。

◆退職や就学期間満了など、保育を必要とする事由のいずれにも該当しなくなった場合、当月末で退所になります。

【退所について】

都合により保育施設を退所するときは、退所することが確定した時点で「教育・保育給付認定変更申請書」をすみやかに町（私立施設はこども課、公立施設は学校教育課）に提出してください。

あわせて在園している保育施設へもお伝えください。

また、入所期間中であっても、保育を必要とする事由が無くなった場合は、保育施設を退所していただくことがあります。

◆事実と異なる申請や申告をしたことが分かったとき

◆保育の認定期間が切れたとき（例：求職活動など）

◆茨城町外へ転出したとき（転出日の月末までは在園できます）

9. 出産・育児休業を伴う場合について

（１）育児休業取得中に申込みをして入所した場合

入所月の翌月 10 日までに復職してください。復職後、すみやかに就労証明書を提出してください。

【例】令和 9 年 4 月入所の場合、証明日が令和 9 年 5 月 10 日までの就労証明書が必要です。

祝日等の影響で実際の勤務開始日が 5 月 11 日等になってしまっても問題ありません。

（２）出産予定の方

母子手帳の表紙と出産予定日のページをコピーして、「教育・保育給付認定変更申請書」とともに提出してください。出産予定日 8 週前から出産 8 週後まで（産前・産後おおむね 2 か月の最大 5 か月）は「妊娠・出産」事由となり、保育標準時間で継続利用できます。

（３）出産後、育児休業中に上の子の継続利用を希望する場合

①育児休業を取得される方

育児休業開始前（産後 2 か月以内）に「育児休業期間」が明記された「育児休業等にかかる施設継続利用承認申請書」、「育児休業取得証明書」の提出が必要です。育児休業期間中は保育短時間となります。

なお、育児休業終了後、復職日から 1 か月以内に「就労証明書」を必ず提出してください。

育児休業取得中に、在園中のお子さまをお預かりできる期間は、出産されたお子さまの1歳※の誕生日が属する月の末日までです。

【例】今年の11月1日が誕生日の場合は、来年の11月末日まで在園が可能です。

※育児介護休業法等による育児休業であり、就労先の就業規則等に規定されたもので、当初より育児休業期間を2年取得する場合は、育児休業に係る子が2歳到達日又は当該育児休業の末日のいずれか早い日の属する月の末日まで保育施設の継続利用が認められます。

次の要件をすべて満たした場合、すでに保育施設を利用しているお子さまについて、特例で継続利用が可能となります。

- ◆育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づくものであること
- ◆児童福祉の観点（環境の変化に留意するため）から継続利用が必要であると認められる場合であること
- ◆育児休業の対象となるお子さまの出産（おおむね産前2か月）よりも前から保育施設を利用していること
- ◆保護者の育児休業中も勤務先との雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっていること

②育児休業を取得せずに復職される方

復職日から1か月以内に「就労証明書」を必ず提出してください。

※申込み時の勤務先に復職していることを確認する必要があります。

③育児休業中で、在園している上のお子さまの転園を希望する方

「児童福祉の観点（環境の変化に留意するため）から継続利用が必要であると認められる場合」が継続利用の要件となっておりますので、育児休業中の継続利用期間での転園はできません。

ただし、復職時に限り転園を可能とします。

10. 広域入所申込みについて

（他市町村への委託、または茨城町での受託による保育の広域利用の対象）

- ◆保護者の就労先が保育希望の市町村にあり、お子さまの送迎が容易である場合。
- ◆お子さまの祖父母が保育希望の市町村に居住し、祖父母の援助を必要とする場合。
- ◆希望市町村内の保育施設での保育の実施が必要と認められる場合（里帰り出産や転居等）。

【茨城町外の保育施設を希望する方】

市町村によって広域での入所要件や入所申込み締切日、必要書類等が異なります。

希望保育施設のある市町村にご確認のうえ、早めにこども課へご相談ください。

＜茨城町外に転出予定の方＞ 申込書類一式（転出予定市町村または茨城町の様式）のほかに必要な書類

- ◆転出先の住所がわかる書類（アパートの賃貸借契約書の写し等）
- ◆保護者（父・母）の課税証明書等（市町村民税の所得割額が分かる書類）

転出先で申込書類を直接受付する場合がありますので、事前に転出予定市町村へご確認ください。

【茨城町外にお住まいの方】

住民登録のある市町村からの申込みになります。

市町村により広域の入所要件等が異なりますので、現在お住いの市町村にご相談ください。

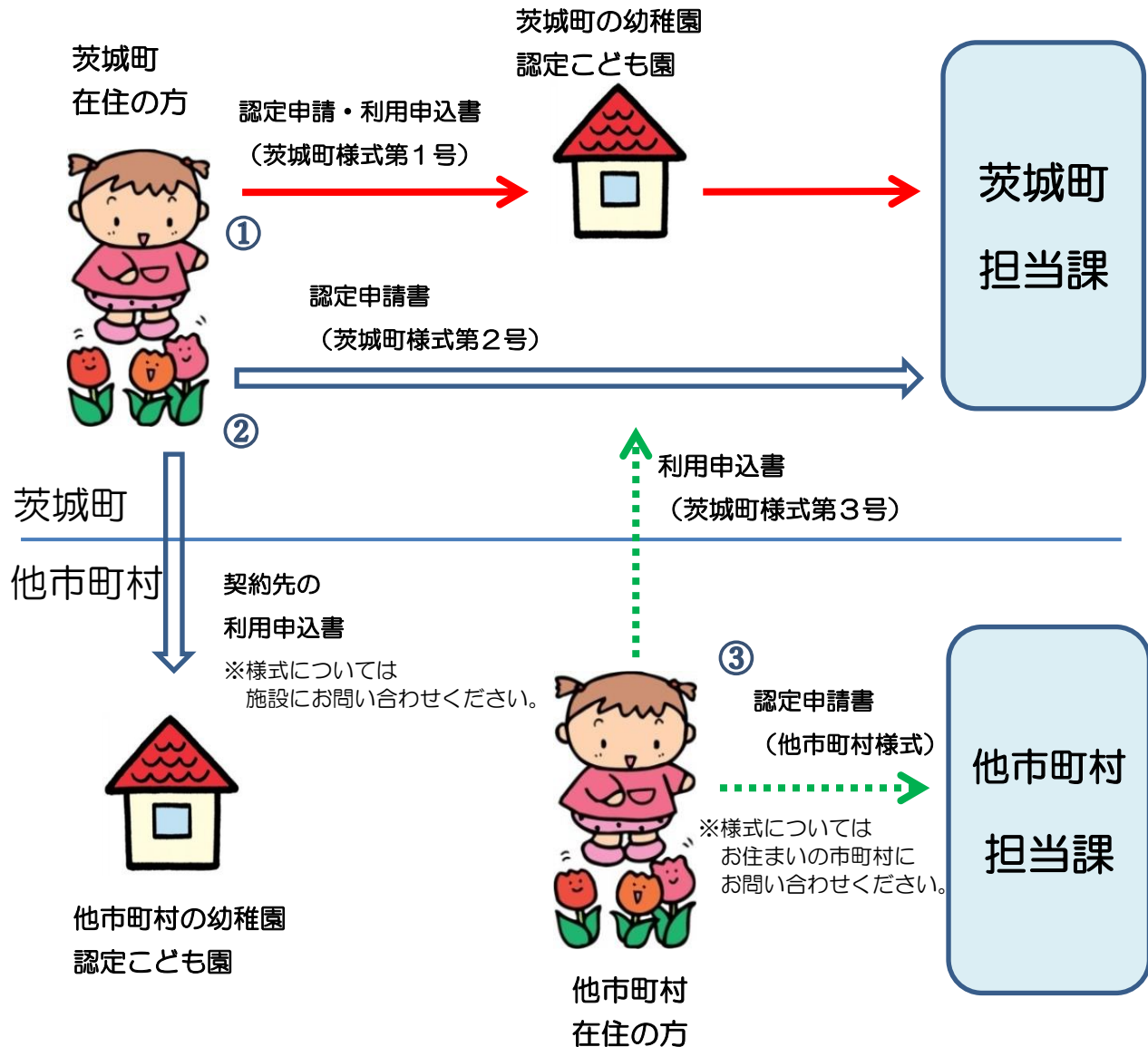
- ◆茨城町 令和9年4月の広域入所申込み締切日 ➡ 7ページの「受付期間」のとおり
令和9年5月以降の広域入所申込み締切日 ➡ 入所希望月の前月の10日まで
- ◆利用調整は茨城町が行い、結果は住所地の市町村へ回答します。

＜茨城町に転入予定の方＞ 申込書類一式（茨城町またはお住いの市町村の様式）のほかに必要な書類

- ◆茨城町での住所がわかる書類（アパートの賃貸借契約書の写し等）、申立書
- ◆保護者（父・母）の課税証明書等（市町村民税の所得割額が分かる書類）
- ◆入所希望月の前月末日までに茨城町に転入手続きを行うことが確実な場合のみ、転入前でも茨城町で入所申込みの受付が可能です。お住いの市町村の様式で申込みされた方は、転入後に茨城町の様式で書き換えていただく必要があります。

～ 広域利用について ～

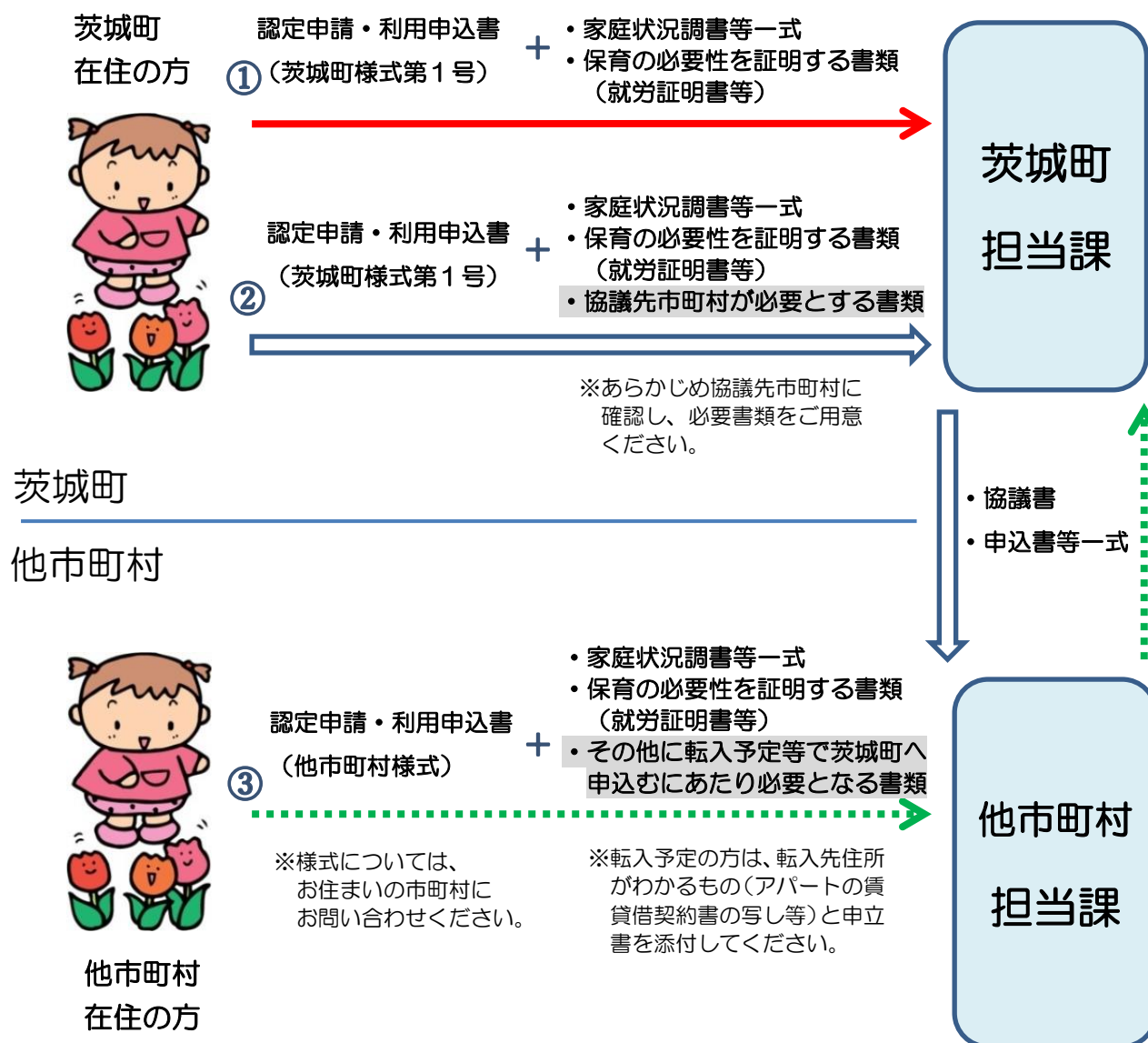
1号認定の広域入所の流れについて（私立施設）



- ①茨城県在住の方が茨城町の幼稚園・認定こども園に申し込む場合は、**矢印**  に沿って「認定申請・利用申込書」を提出することになります。
- ②茨城県在住の方が他市町村の幼稚園・認定こども園に申し込む場合は、**矢印**  に沿って幼稚園・認定こども園の申込様式を施設に提出し、茨城町の「認定申請書」を茨城県に提出することになります。
- ③他市町村在住の方が茨城町の幼稚園・認定こども園に申し込む場合は、**矢印**  に沿って茨城町の「利用申込書」を施設に提出し、在住する市町村の認定申請書を在住する市町村に提出することになります。

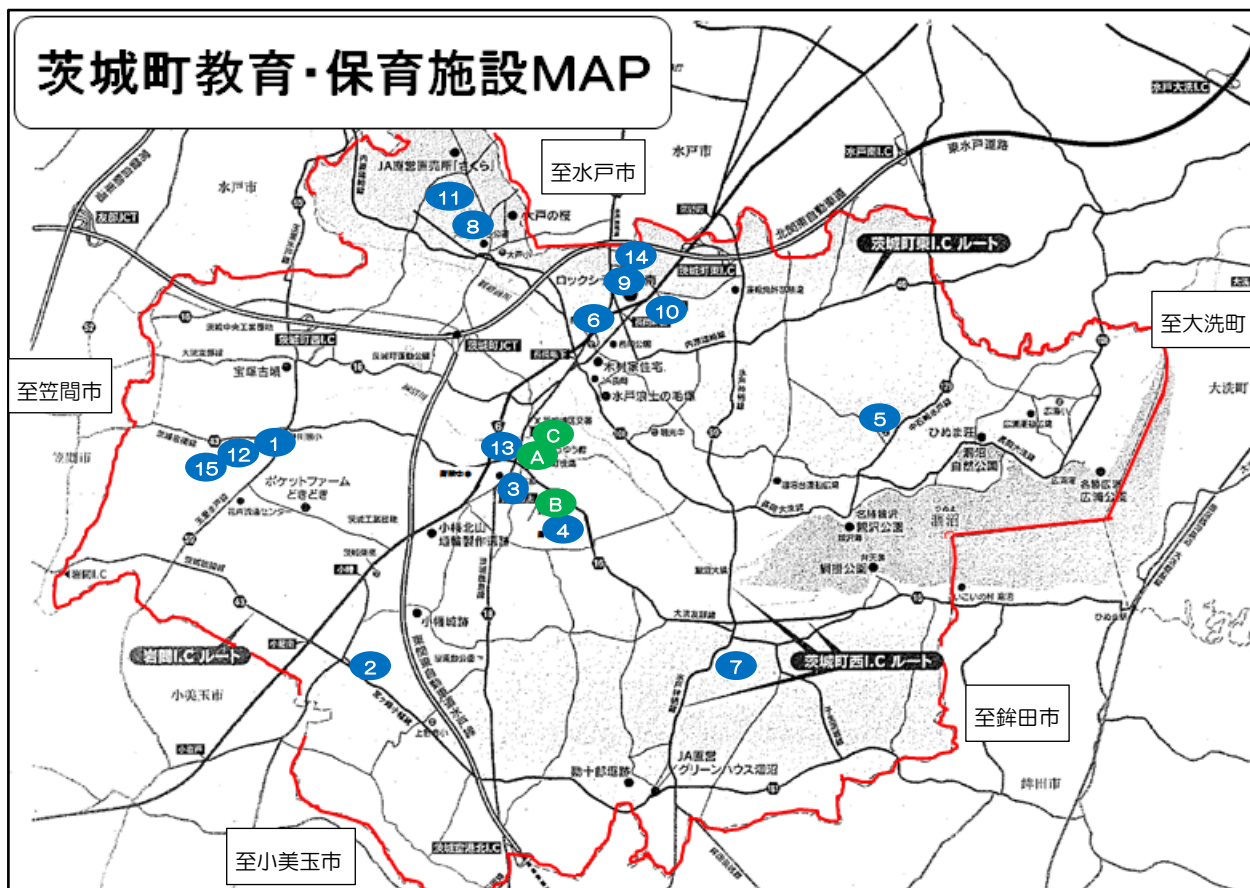
～ 広域利用について ～

2・3号認定の広域入所の流れについて（私立施設）



- ①茨城町在住の方が茨城町の保育園・認定こども園等に申し込む場合は、矢印  に沿って「認定申請・利用申込書」等を茨城町へ提出することになります。
- ②茨城町在住の方が他市町村の保育園・認定こども園等に申し込む場合は、矢印  に沿って「認定申請・利用申込書」等を茨城町へ提出することになります。
- ※申込期間は希望施設の所在地市町村になりますので、十分に余裕を持って提出してください。
- ③他市町村在住の方が茨城町の保育園・認定こども園等に申し込む場合は、矢印  に沿って「認定申請・利用申込書」等を在住する市町村に提出することになります。
- ※申込期間は茨城町の期間になりますので、ご注意ください。

11. 町内施設マップについて



施設類型	施設名	住所	連絡先
認定こども園	①飯沼こども園	茨城町上飯沼 1276-1	029-292-6868
	②さくらこども園	茨城町小幡 2162-3	029-219-0007
	③いばらき中央認定こども園 ※受入停止	茨城町小堤 990	029-292-1207
	④いばらき幼稚園	茨城町駒場 491-1	029-292-0162
	⑤まさみ幼稚園	茨城町中石崎 852	029-293-7111
	⑥長岡幼稚園（公立）	茨城町長岡 3168	029-292-4019
	⑦沼前幼稚園（公立） ※休園中	茨城町宮ヶ崎 1443	029-240-7121
幼稚園	⑧大戸幼稚園（公立）	茨城町大戸 1893	029-292-8358
保育所	⑨ふじ保育園	茨城町長岡 3480-34	029-292-6655
	⑩ひぬま保育園	茨城町長岡 3652-22	029-292-2084
	⑪ウステリアナーサリースクール	茨城町桜の郷 231-8	029-303-6311
小規模保育	⑫キッズルーム iinuma （飯沼こども園事業）	茨城町上飯沼 1277-1	029-292-6868
	⑬ぴっぴいばらき （いばらき幼稚園事業） ※家庭的保育へ 移行予定	茨城町奥谷 107-1 ※移転予定	029-297-7222
	⑭さくらランド （さくらこども園事業）	茨城町前田 1707-16	029-350-3622
家庭的保育	⑮ファミリー iinuma （飯沼こども園事業）	茨城町上飯沼 1277-1	029-292-6868

＜公共施設等＞

総合福祉センター「ゆうゆう館」 茨城町小堤 1037-1	④こども課 ⑤子育て支援センター	駒場庁舎（教育委員会） 茨城町駒場 450	⑥学校教育課
---------------------------------	---------------------	--------------------------	--------

12. 茨城町の施設について

《各施設の開所時間》

施設名	施設類型	①保育標準時間 (11時間) 2号・3号認定	②保育短時間 (8時間) 2号・3号認定	③教育標準時間 1号認定	延長保育	④開所時間 (延長含む)
飯沼こども園	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00	8:00~16:00	8:00~14:00	後 60 分	7:00~19:00
さくらこども園	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00	8:00~16:00	8:00~14:00	後 30 分	7:00~18:30
いばらき中央 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00	8:30~16:30	8:30~14:30	後 30 分	7:00~18:30
いばらき幼稚園	幼保連携型 認定こども園	7:00~18:00	8:00~16:00	8:30~14:30	後 30 分	7:00~18:30
まさみ幼稚園	幼稚園型 認定こども園	7:30~18:30	8:30~16:30	8:30~14:00	実施なし	7:30~18:30
長岡幼稚園 (公立)	幼稚園型 認定こども園	7:30~18:30	8:00~16:00	8:30~14:30	実施なし	7:30~18:30
大戸幼稚園 (公立)	幼稚園			8:30~14:30		8:30~16:30
ふじ保育園	保育所	7:30~18:30	8:30~16:30		前 30 分 後 30 分	7:00~19:00
ひぬま保育園	保育所	7:30~18:30	8:30~16:30		前 30 分 後 30 分	7:00~19:00
ウイステリア ナーサリースクール	保育所	7:30~18:30	8:30~16:30		後 60 分	7:30~19:30
キッズルーム iinuma	小規模保育	7:00~18:00	8:00~16:00		後 60 分	7:00~19:00
ぴっぴいばらき	小規模保育	7:30~18:30	8:00~16:00		実施なし	7:30~18:30
さくらランド	小規模保育	7:30~18:30	8:00~16:00		前 30 分	7:00~18:30
ファミリー iinuma	家庭的保育	7:00~18:00	8:00~16:00		後 60 分	7:00~19:00

施設の見学をご希望の際は、各施設に電話にて連絡をお願いします。

各施設の概要については、町のホームページにも掲載しております。

①保育標準時間、②保育短時間とは・・・

- ◆2号認定または3号認定で就労等の保育の必要量に応じて「保育標準時間区分」または「保育短時間区分」と認定された方が利用可能な時間帯になります。
- ◆この時間帯以外のご利用については「延長保育」となります。延長保育については施設によって実施している時間帯が異なります。延長保育については施設にお問い合わせください。

③教育標準時間とは・・・

- ◆1号認定と認定された方へ教育を提供する時間帯になります。
- ◆この時間帯以外のご利用については「預かり保育」となります。預かり保育については施設によって実施している時間帯や料金が異なります。預かり保育については施設にお問い合わせください。

④開所時間（延長含む）とは・・・

- ◆施設ごとに実施している延長保育時間を含めた利用可能時間帯になります。この時間帯以外の利用希望がある場合は施設へご相談ください。

《各施設の子育て支援等》

施設名	施設類型	受け入れ可能な認定区分及び年齢				延長 保育	病児 保育	預かり 保育 (在園)	一時 預かり (非在園)	子育て 支援
		1号	2号	3号	年齢					
飯沼こども園	幼保連携型 認定こども園	○	○	○	0～5歳	○	○	○	○	週5日
さくらこども園	幼保連携型 認定こども園	○	○	○	0～5歳	○	—	○	○	週5日
いばらき中央 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	—	—	—	※受入停止	○	—	○	○	週5日
いばらき幼稚園	幼保連携型 認定こども園	○	○	○	0～5歳	○	—	○	○	週5日
まさみ幼稚園	幼稚園型 認定こども園	○	○	—	満3～5歳	—	—	○	—	週5日
長岡幼稚園 (公立)	幼稚園型 認定こども園	○	○	—	3～5歳	—	—	○	—	週2～3日
大戸幼稚園 (公立)	幼稚園	○	—	—	4～5歳	—	—	○	—	—
ふじ保育園	保育所	—	○	○	0～5歳	○	—	—	—	週5日
ひぬま保育園	保育所	—	○	○	0～5歳	○	○	—	○	週5日
ウイステリア ナーサリースクール	保育所	—	○	○	0～5歳	○	○	—	○	週5日
キッズルーム iinuma	小規模保育	—	—	○	0～2歳	○	—	—	—	—
ぴっぴいばらき	小規模保育	—	—	○	0～2歳	—	—	—	—	—
さくらランド	小規模保育	—	—	○	0～2歳	○	—	—	—	—
ファミリー iinuma	家庭的保育	—	—	○	0～2歳	○	—	—	—	—

《受け入れ可能な年齢》

◆0歳児の申込可能時期

- ひぬま保育園 ➡ 産後4か月を過ぎた翌月から利用可能
- ぴっぴいばらき ➡ 産後3か月を過ぎた翌月から利用可能
- その他の施設 ➡ 産後2か月を過ぎた翌月から利用可能

【参考までに】

上記表の年齢に関わらず、施設の受入体制、申込状況等によっては、希望施設に入所できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

◆保育園機能の申込可能年齢（2・3号認定）

まさみ幼稚園は誕生日の翌月から満3歳児として、長岡幼稚園は3歳児から、その他の私立の保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育は0歳児から申込みが可能です。

◆幼稚園機能の申込可能年齢（1号認定）

長岡幼稚園は3歳児から、大戸幼稚園は4歳児から、私立施設は誕生日の翌月から満3歳児として、申込可能となります。

《子育て支援》

各幼稚園、保育園、認定こども園の敷地内に所在し、すべての子育て家庭を対象に園庭や保育室（プレイルーム）を開放し、子育てに対する不安や疑問、質問に対応する相談活動や、様々なイベントに参加できるなどの親子教室の場を提供する制度です。

まだ幼稚園、保育園に入所していない親子も利用可能ですので、これから預け入れ施設をお探しの方や、幼稚園、保育園、認定こども園に興味のあるお子さまなど、是非ご利用ください。

※各施設の子育て支援カレンダー（毎月更新）でも詳細をご覧ください。

13. Q&A（よくある質問）

Q. 早く申込みをすれば保育施設に入所しやすくなりますか？

A. 保育施設の利用の決定は、先着順ではありません。締切日までに申込みされた方を対象に保護者の就労状況等から保育の必要性の審査し、利用調整を行います。そのため、早く申込みをしても有利になることはありません。

Q. 保育施設の見学はできますか？

A. 市内の多くの保育施設は見学することができます。また、園庭開放等を行っている施設もあります。見学等は各保育施設に直接お問い合わせください。なお、見学の有無が保育施設の利用決定に影響することはありません。

Q. 申込書は毎月提出する必要がありますか？

A. 利用申込書を毎月ご提出いただく必要はありません。ただし、申込書の有効期限は年度末までのため、翌年度以降も保育の利用申込の継続を希望する場合は、新たに申込書等の提出が必要となります。

Q. 育児休業中ですが申込みはできますか？

A. 育児休業中でもお申込みいただけます。ただし、保育施設の利用が決定した場合、入所月の翌月10日までに、職場復帰することが申込みの条件となります。

Q. 育児休業から職場復帰しました。何か書類の提出は必要ですか？

A. 保育の利用申込をしている、または保育施設を現在利用している場合、育児休業から職場復帰された際には、復帰されたことの証明として、職場復帰日以降（復職後1か月以内）の証明年月日の就労証明書をご提出ください。

Q. 茨城町外の保育施設を利用できますか？

A. 茨城町では、他の市町村への広域的な申込受付を行っています。事前に希望される市町村に申込みの締切日や必要書類等をご確認のうえ、ご相談ください。なお、町外の保育施設の利用調整は保育施設のある市町村が行います。

Q. 令和9年度の利用者負担額（保育料）は、どのようにして決定されるのですか？

A. お子さまと世帯及び生計を同じくしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主事者である場合）の令和9年度（4月から8月までの場合にあっては、令和8年度）分の市町村民税額の合算額により決定します。

Q. 祖父母と一緒に生活していますが、祖父母の市町村民税等も保育料の算定に含まれますか？

A. 原則的には、祖父母の市町村民税等は含めず、父母の税額で決定しますが、家庭の状況により父母以外の方の税額を含めて決定する場合があります。

Q. 兄弟姉妹が保育施設に入所等している場合、保育料はどうなりますか？

A. 同一世帯の兄弟姉妹については、小学校就学前のお子さまの年齢の高い順に、1人目の場合は全額、2人目の場合は半額、3人目の場合は無償となります。なお、該当する階層区分等により、小学生以上の兄弟姉妹についても多子軽減のカウント対象となる場合があります。

Q. 家を建てたことで確定申告をして住宅借入金等特別控除により市町村民税額が安くなりましたが、保育料は安くなりますか？

A. 保育料は安くなりません。住宅借入金等特別控除は保育料の算定の対象とならないので、控除前の市町村民税額で決定します。

Q. 年度途中で修正申告等をして市町村民税額が変わりましたが、保育料に関係しますか？

A. 保育料が変わる場合がありますので、すみやかにこども課にご連絡ください。